

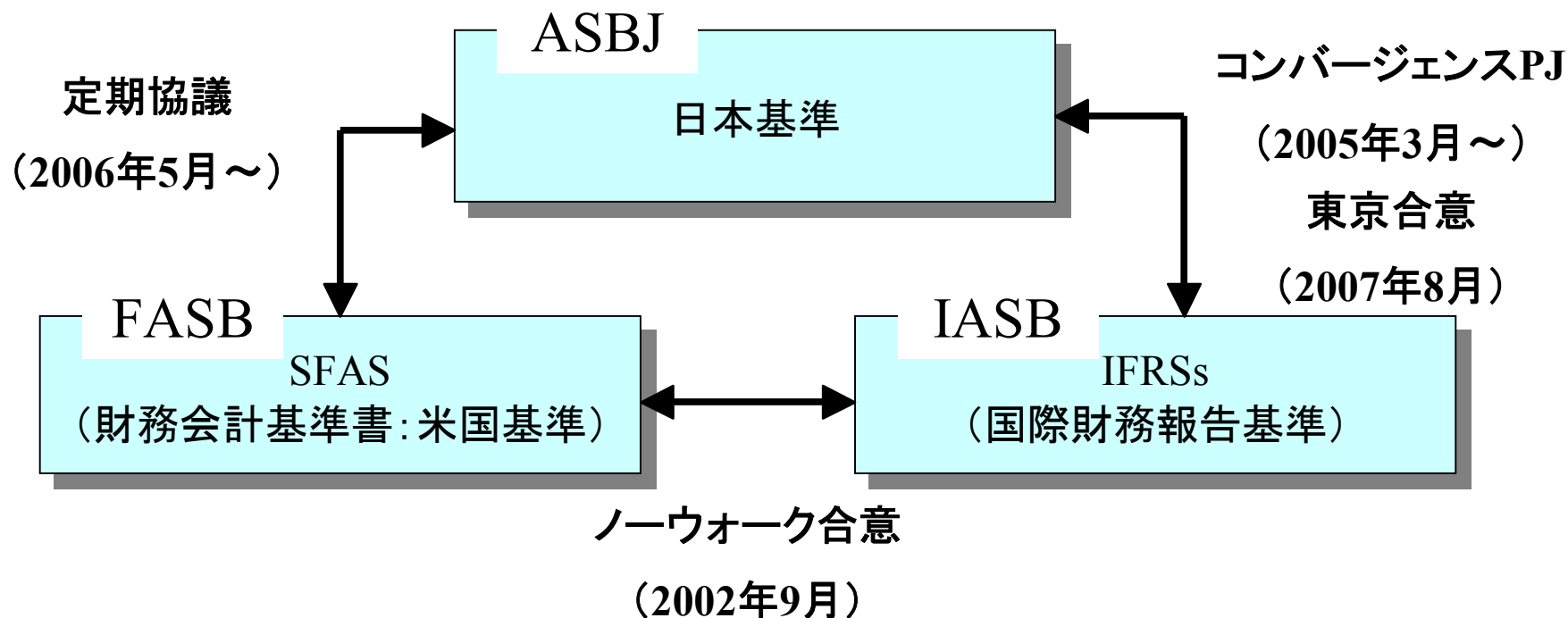
---

# 「2008年度以降に適用される新会計基準について」

平成20年9月2日

公認会計士 森川智之

# 会計基準コンバージェンス



## <添付資料>

「会計基準のコンバージェンスの加速化に向けた取組みへの合意」(東京合意)

－(企業会計基準委員会・国際会計基準審議会 平成19年8月8日)

「プロジェクト計画表の公表について」－東京合意を踏まえたコンバージェンスへの取組み－(企業会計基準委員会 平成19年12月6日)

# 証券市場における会計基準の取扱い

---

日本

金融庁

日本基準

米国

SEC

原則：米国基準

2007年より米国域外企業は  
IFRS使用可

米国企業にもIFRSと米国基  
準の選択を容認を検討中

EU

EC：欧州委員会  
(CESR：欧州証券規制当局委員会)

EU域内企業：IFRS

EU域外企業：IFRS又はこれと  
同等な基準

→「同等性評価」

# 平成20年3月期より適用される会計基準

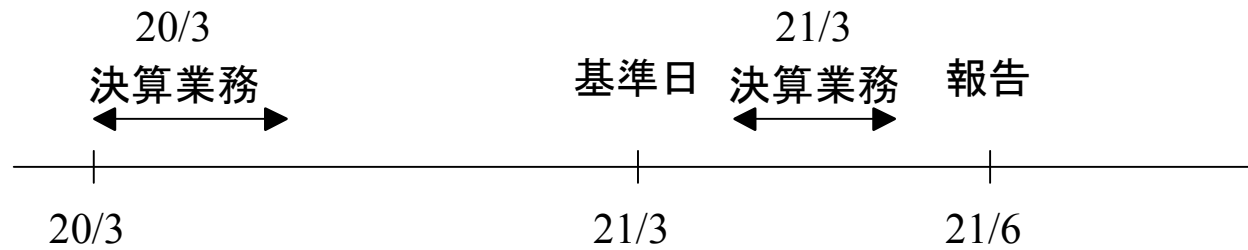
## ※ 広く大きな影響を与える会計基準の適用は少ない

- 実務対応報告第17号「ソフトウェア取引の収益の会計処理に関する実務上の取扱い」
- 企業会計基準適用指針第15号「一定の特別目的会社に係る開示に関する適用指針」
- 改正実務対応報告第2号「退職給付制度間の移行等の会計処理に関する実務上の取扱い」
- 会計制度委員会報告第13号「退職給付会計に関する実務指針(中間報告)」
- 企業会計基準適用指針第17号「払込資本を増加させる可能性のある部分を含む複合金融商品に関する会計処理」
- 改正企業会計基準第10号「金融商品に関する会計基準」
- 会計制度委員会報告第14号「金融商品会計に関する実務指針」の改正
- 会計制度委員会「金融商品会計に関するQ&A」の改正
- 実務対応報告第23号「信託の会計処理に関する実務上の取扱い」
- 監査・保証実務委員会報告第42号「租税特別措置法上の準備金及び特別法上の引当金又は準備金並びに役員退職慰労引当金に関する監査上の取扱い」
- 会計制度委員会報告第11号「中間財務諸表等における税効果会計に関する実務指針」の改正
- 監査・保証実務委員会報告第81号「減価償却に関する当面の監査上の取扱い」
- 会計制度委員会報告第8号「連結財務諸表等におけるキャッシュフロー計算書の作成に関する実務指針」の改正
- 副会長通牒「証券化商品等の評価に対する監査に当たって」

# 内部統制報告制度

---

- 内部統制評価基準日との関係



- 「内部統制報告制度に関する11の誤解」

# 平成21年3月期以降に適用される会計基準: 1/2

---

- 企業会計基準第9号「棚卸資産の評価に関する会計基準」
- 企業会計基準第13号「リース取引に関する会計基準」及び企業会計基準適用指針第16号「リース取引に関する会計基準の適用指針」
- 改正企業会計基準適用指針第6号「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」
- 実務対応報告第18号「連結財務諸表における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い」
- 企業会計基準第11号「関連当事者の開示に関する会計基準」及び企業会計基準適用指針第13号「関連当事者の開示に関する会計基準の適用指針」

# 平成21年3月期以降に適用される会計基準:2/2

---

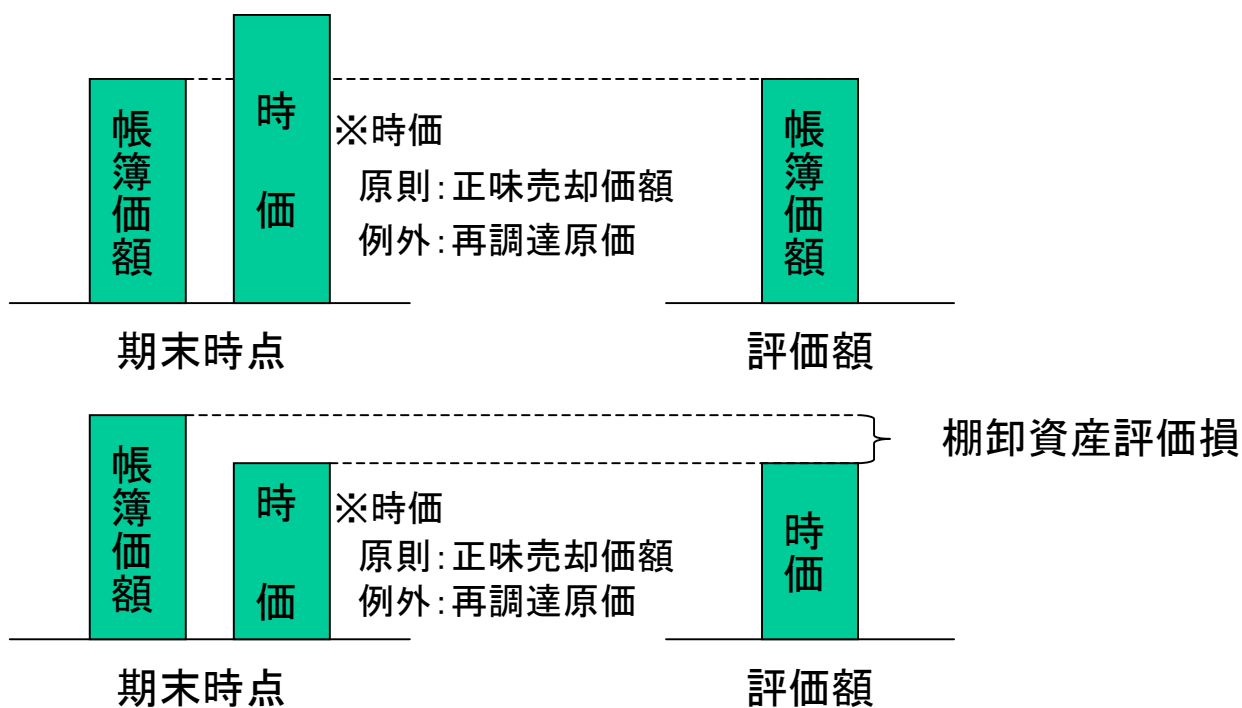
- 企業会計基準第12号「四半期財務諸表に関する会計基準」他
- 内部統制報告制度
- 確認書制度(金融商品取引法第24条の4の2、4の8、5の2)
- 他

# 棚卸資産の評価に関する会計基準

## 棚卸資産の評価基準

従来 原則：原価法 例外：低価法

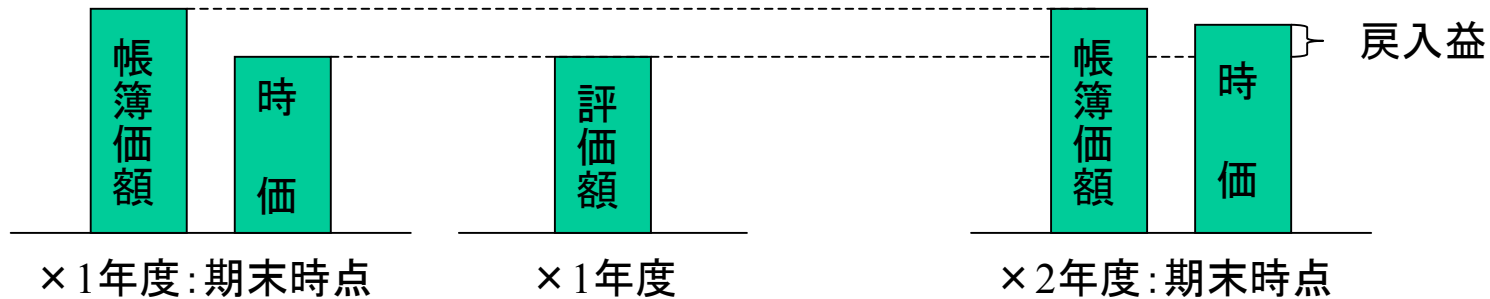
適用後 原則：低価法 例外(トレーディング目的資産)：時価法



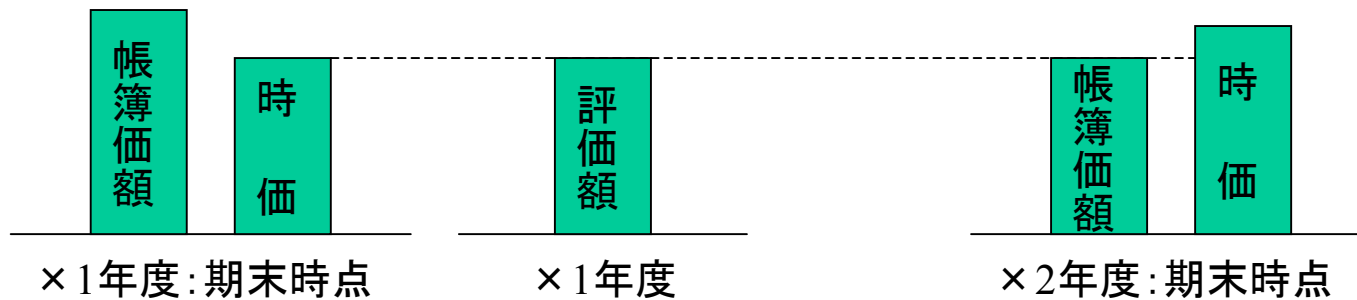


# 棚卸資産の評価に関する会計基準

## 洗替え法



## 切放し法



# 棚卸資産の評価に関する会計基準

---

## •棚卸資産の範囲

商品、製品、仕掛品、原材料、未成工事支出金、販売用不動産、事務用消耗品

## •棚卸資産評価損

原則 : 売上原価

製造に関連し不可避免的に発生する場合 : 製造原価

臨時の事象に起因し多額な場合 : 特別損失

## •適用初年度の取扱い

※早期(第一四半期中)に決定が必要

①期首在庫の評価から適用したとみなし、期首在庫に含まれる変更差額を特別損失に計上

②期末在庫の評価から適用するが、期末在庫に含まれる変更差額のうち前期以前に起因する部分を特別損失に計上

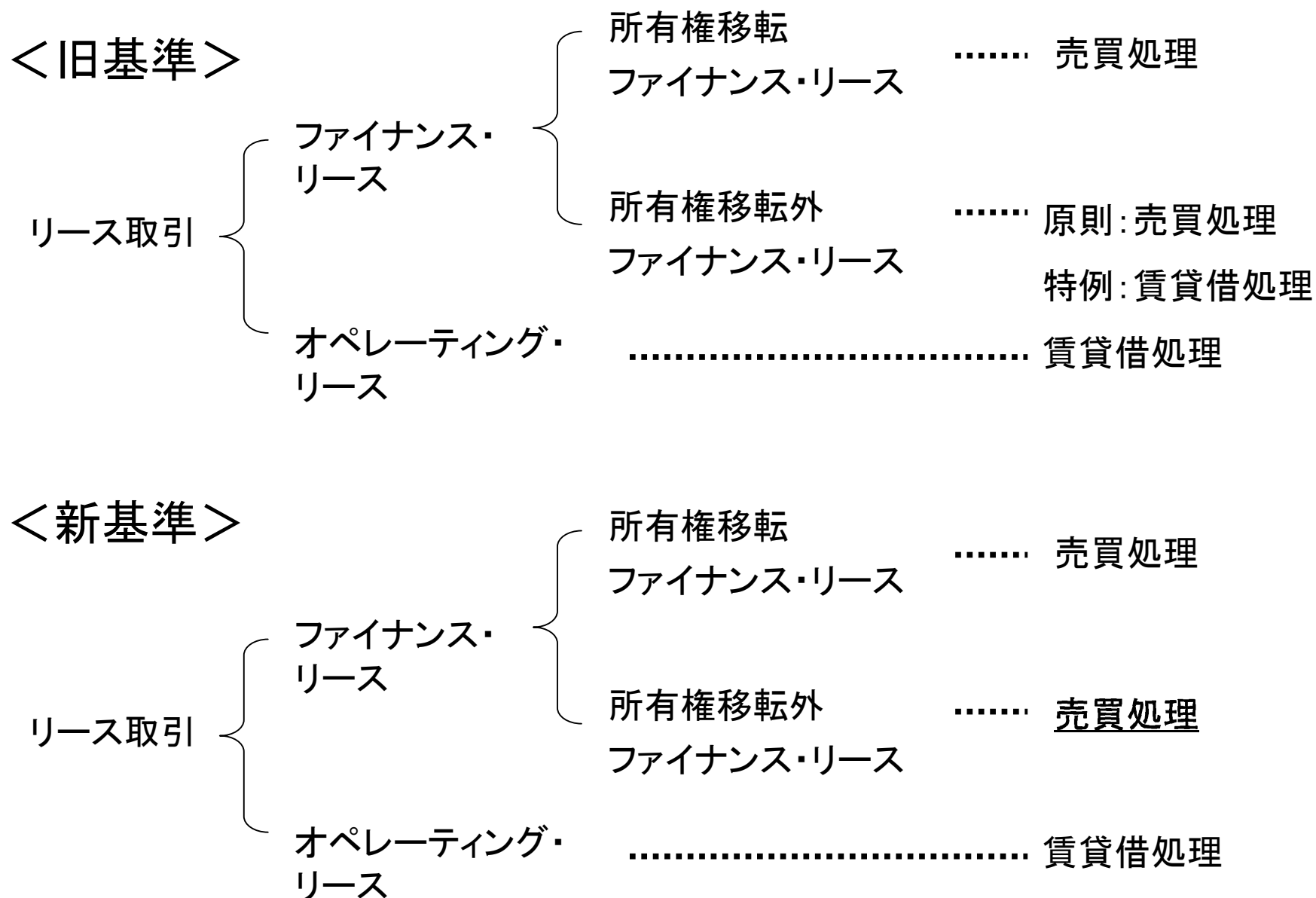
→ 期中売却した場合に特別損失の金額が異なる(簿価切下額合計は変わらない)

# 棚卸資産の評価に関する会計基準

---

- 収益性の判断及び簿価切下げの単位
  - 原則:個別品目別
  - 例外:補完的な関係にある複数商品
    - 同じ製品に使われる材料、仕掛品
- 売価還元低価法の取扱
- 税法上の取扱い
  - 従来より低価法の選択可
- 評価プロセスの取扱い
  - 収益性が低下していないことが明らかである場合
  - 滞留棚卸資産等の取扱

# リース取引に関する会計基準



# リース取引に関する会計基準

---

## •簡便的な取扱いの容認

減価償却:リース期間定額法

利息相当額:定額法(原則・利息法)

## •新基準適用開始前のリース取引

①新基準適用開始前のリース取引についても、新基準に定める方法により会計処理し、変更による影響額を特別損益として処理する方法

②適用初年度の前年度末における未経過リース料残高又は未経過リース料期末残高相当額(利息相当額控除後)を取得原価とし、期首に取得したものとしてリース資産に計上する方法

③通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を継続して適用する方法

## •適用開始

平成21年3月期の四半期決算は適用されない(注記等を除く)

# 実務対応報告第18号

---

## 実務対応報告第18号

### 「連結財務諸表における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い」

原則:

連結財務諸表の作成に当たっては、在外子会社の会計基準を日本基準に統一する。

当面の取扱い:

在外子会社の財務諸表が、IFRS又は米国会計基準に従って作成されている場合には、それらの会計基準を利用することができる。

但し、次の6項目については、重要性が乏しい場合を除き修正しなければならない。

# 実務対応報告第18号

---

- のれんの償却

20年以内の効果の及ぶ期間にわたり定額法その他の合理的な方法により規則的に償却

- 退職給付会計における数理計算上の差異の処理

- 研究開発費の支出時費用処理

- 投資不動産の時価評価及び固定資産の再評価

- 会計方針の変更に伴う財務諸表の遡及修正

- 少数株主損益の会計処理

在外子会社の当期純利益に少数株主損益が含まれている場合には、当期純利益が親会社持分相当額になるよう修正する

# 関連当事者の開示に関する会計基準

---

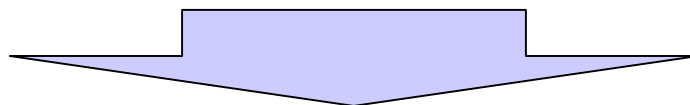
- 従来、関連当事者の開示にかかる会計基準が存在していなかった  
(財務諸表規則等による定め)
- 関連当事者の開示範囲の拡大
  - 関連当事者の範囲の拡大
  - 開示対象取引等の拡大
- 重要な関連会社の要約財務諸表の開示が必要となった。



# 四半期財務諸表に関する会計基準

## 四半期報告書制度(金融商品取引法第24条の4の7)

平成20年4月以降に開始する連結会計年度及び事業年度より、上場企業に四半期報告書の作成及び四半期レビューが義務化



企業会計基準第12号「四半期財務諸表に関する会計基準」

企業会計基準適用指針第14号「四半期財務諸表に関する会計基準の適用指針」

企業会計審議会「四半期レビュー基準」

監査・保証実務委員会報告第83号「四半期レビューに関する実務指針」

### ・四半期特有の会計処理(会計基準第11項～14項)

: 原価差額の配賦処理、税金費用の計算、後入先出法による売上原価の修正

### ・簡便な会計処理(適用指針)

: 一般債権の貸倒見積高の算定、実地棚卸の省略、等

# 平成22年3月期以降に適用される会計基準: 1/2

---

- 企業会計基準第15号「工事契約に関する会計基準」及び企業会計基準適用指針第18号「工事契約に関する会計基準の適用指針」
- 企業会計基準第16号「持分法に関する会計基準」及び実務対応報告第24号「持分法適用関連会社に関する当面の取扱い」
- 企業会計基準第17号「セグメント情報等の開示に関する会計基準」及び企業会計基準適用指針第20号「セグメント情報等の開示に関する会計基準の適用指針」
- 改正企業会計基準第10号「金融商品に関する会計基準」及び企業会計基準適用指針第19号「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」

# 平成22年3月期以降に適用される会計基準:2/2

---

- 改正企業会計基準公開草案第24号「『退職給付に係る会計基準』の一部改正(その3)案」

## <平成23年3月期以降適用>

- 企業会計基準第18号「資産除去債務に関する会計基準」及び企業会計基準適用指針第21号「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」

## <論点整理>

- 過年度遡及修正に関する論点整理
- 企業結合会計の見直しに関する論点整理
- 研究開発費に関する論点整理